

財務省告示第二百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年七月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債

十 三	十 二				口		十 一	十 一		九	八		八								
初 期 利 子	利 率	発 行 入 札	競 争 入 札	非 競 争 入 札	加 場 特 別 参 市	び 特 別 債 券	札 券 行 及	非 競 争 入 札	入 札 行 争	価 格 競 争	発 行 価 格	発 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 入 札 発 行	非 競 争 入 札	者 ・ 第 一	特 別 参 加	国 債 市 場	札 券 行	
は、	期	た	期	平	年		十	十	平	す	額	の	振	五					万	千	
、	が	金	と	成	一		二	一	成	る	の	記	替	万					円	七	
そ	の	額	し	十	・		額	額	十	。	整	載	法	円					百	五	
の	銀	を	、	九	八		百	上	九		数	又	の						十	一	
翌	行	支	次	年	パ		円	の	年		倍	は	規						億	五	
営	休	払	の	十	ー		に	そ	六		の	記	定						千	九	
業	業	う	算	二	セ		つ	れ	月		金	録	に						十	九	
日	日	。	式	月	ン		き	ぞ	二		額	は	よ						十	九	
に	に	た	に	二	ト		九	れ	十		に	、	振						千	九	
支	当	だ	よ	十			十	の	日		よ	最	替						百	七	
払	た	し	り	日			九	九	を		る	低	口						七	十	
う	る	、	算	を			円	円	支		も	額	座						十	六	
(と	支	出	払			九	九	し		の	面	簿						十	六	
以	き	払	し	払			九	九	し		と	金							十	六	

下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{18}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十九年六月二十日額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成十九年六月二十日	日本銀行の本店又は支店
十五	償還期限						
十六	償還金額						
十七	元利支						
十八	払場所						
十九	入札参加						
二十	者						
二十一	払込場所						
二十二	払込期日						